

国内経済要録

◇英ポンドの平価切下げに伴う諸措置の実施

英ポンドの平価切下げ措置の実施(「海外経済要録」参照)に伴い、本行は、連合王国通貨表示の期限付輸出手形を引当てとする外国為替資金貸付および外国為替手形買取の引当価格算定上の適用換算相場を次のとおり改正するとともに、英ポンド預金債券および英国大蔵省証券を銀行券発行保証に充当する場合の保証価格を変更し、それぞれ11月20日から実施した。

外国為替資金貸付の適用換算相場

1 スターリング・ポンドにつき 848円88銭
(改正前990円36銭)

外国為替手形買取の適用換算相場

1 スターリング・ポンドにつき 237セント600
(改正前277セント200)

◇英ポンド建現地貸付金利の引上げ等

本邦甲種外国為替公認銀行は、英国の公定歩合引上げ(10月19日5.5%→6.0%、11月9日6.0%→6.5%、11月18日6.5%→8.0%)による現地諸金利の上昇に伴い、英ポンド建現地貸付金利を次のように引き上げた。

(改訂日)	(現地貸付金利)
10月23日	7.2%→7.7%
11月13日	7.7%→8.2%
11月21日	8.2%→9.5%

また、英ポンド建輸入ユーザンス金利を次のように引き上げた。

10月30日以降

	(一般 金利)	(優遇 金利)	(引上 げ幅)
リファイナンス	8.25%以上	8.0%以上	各0.5%
自行ユーザンス			
(信用状つき)	8.75%	8.5%	〃0.5%
(信用状なし)	9.0%	8.75%	〃0.5%

11月25日以降

リファイナンス	8.75%	8.5%	〃0.5%
自行ユーザンス			
(信用状つき)	9.125%	8.875%	〃0.375%
(信用状なし)	9.375%	9.125%	〃0.375%

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率および米ドル建輸入ユーザンス金利最高限度の変更

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形

(BA)割引率の引上げに伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更し、11月22日から実施した。

買取手形期間	割引率	
60日以内	4.625%	各0.25%引上げ
61～90日	4.75%	
91～120日	4.875%	
121日以上	5.0%	

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の引上げに伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり引き上げ、11月25日から実施した。

	3か月の	4か月の	
信用状つき	7.75%	7.875%	各0.25%引上げ
信用状なし	8.0%	8.125%	

◇デンマーク・クローネの平価切下げに伴う諸措置の実施

デンマーク王国通貨の平価切下げ措置の実施に伴い、本行は、同通貨表示の期限付輸出手形を引当てとする外国為替資金貸付および外国為替手形買取の引当価格算定上の適用換算相場を次のとおり改正し、11月22日から実施した。

外国為替資金貸付の適用換算相場

1 デンマーク・クローネにつき 47円16銭
(旧51円20銭)

外国為替手形買取の適用換算相場

1 デンマーク・クローネにつき 13セント99
(旧14セント333)

◇日本証券金融株式会社の貸付金利の引上げ

先般の公定歩合引上げに伴い、日本証券金融に対する協調融資銀行団(13行)は、このほど同社に対する貸付金利を日歩5毛引き上げて日歩2銭とし、9月20日の手形書換え時にさかのぼって実施することとした。これに伴い、日証金では同社の貸付金利を5毛引き上げ、11月14日以降の新規貸付および手形書換分から実施することとしたが、国債担保による債券流通金融(日歩1銭8厘5毛)および普通貸付、払込融資、受渡短期貸付の金利は据え置くこととした。

◇証券会社の兼業に関する大蔵省通達

大蔵省では、明年4月の免許制全面実施を機に、証券会社の兼業の範囲を原則として次の6業務に限定することとし、このほど各財務局長あて通達した。これに伴

い、かねて問題とされていた運用預り業務は明年3月末をもって廃止されることとなった。

- (1) 公社債払込金の受入および元利金支払の代理業務
- (2) 証券投資信託受益証券の収益金および償還金支払の代理業務
- (3) 株式事務の取次ぎ業務
- (4) 貸金庫業務
- (5) 有価証券に関する投資顧問業務
- (6) 有価証券に関する常任代理業務

◇政府ならびに全銀協等の年末中小企業金融対策

政府は11月10日、年末を中心とした42年度下期の中小企業金融対策として、国民金融公庫、中小企業金融公庫および商工組合中央金庫の融資わく(年度間6,385億円)を1,060億円増わくすることを決定した(前年度追加わく935億円)。本措置に伴う原資は上記3機関の自己資金365億円のほか、資金運用部融資695億円が予定されている。

一方、全国銀行協会連合会でも、同日、年末中小企業金融対策として、①第3四半期中の全国銀行の中小企業向け貸出増加目標額を4,800億円(前年目標額4,000億円)とすること、②中小企業の輸出振興資金については優先的に配慮すること、③年末金融円滑化のため信用保証協会を一段と活用するとともに、保証付き貸出の金利適用についてとくに配慮すること、④中小企業の回収条件悪化を防止するため、大企業への融資に際し、中小企業に対する支払い促進を要請すること、などを決定した。このほか、全国相互銀行協会、全国信用金庫協会でも、中小企業の年末金融対策として第3四半期中の貸出増加目標額を、相互銀行については2,800億円(前年目標額2,500億円)、信用金庫については3,300億円(同3,000億円)とすることをそれぞれ決定した。

◇中小企業金融制度改正に関する金融制度調査会の答申

中小企業金融制度に関しかねてから検討を続けていた金融制度調査会は、このほど答申を作成し、大蔵大臣に提出した。その具体的改正点は下記のとおり。

(現 行)

(答 申)

〔相互銀行〕

融資対象 制限なし。

資本金2億円以下または従業員300人以下の企業。ただし、総貸出の20%以内までは、上記以外への貸出が認められる。

融資限度	自己資本の10%または5千万円のいずれか低いほう。	自己資本の10%または2億円のいずれか低いほう。
最低資本金	東京都、指定市3千万円 その他2千万円	同左 3億円 〃 2〃
営業区域	定款記載	営業区域規制は不要。
〔信用金庫〕		
会員資格	従業員300人以下。	従業員300人以下または資本金1億円以下。 東京都区内、指定市1万円 その他5千万円
1人当り最低出資金	規定なし。	東京都区内、指定市1万円 その他5千万円
融資対象	原則として会員。員外貸出は預担貸、金融機関貸付金、地方公共団体に限る。	現行の員外貸出に卒業生金融(過去会員であって現在は会員資格の範囲をこえて成長しているものを対象)および小口員外貸出(1件30万円以下)を加える。
融資限度	自己資本の20%または5千万円のいずれか低いほう。	自己資本の20%または1億円のいずれか低いほう。
最低資本金	東京都区内、指定市1千万円 その他5百万円	同左 1億円 〃 5千万円
総代選出	理事長が選考委員を指名し、これが総代を指名。	異議申立制を採用。
余資運用	金融機関貸付金は総貸出の15%以内。	規制廃止
〔信用組合〕		
融資対象	組合員、親族	新たに地方公共団体および金融機関貸付金を認める。
最低資本金	東京都区内、指定市5百万円 その他2百万円	同左 2千万円 〃 1〃
余資運用	ローン、金融機関貸付金等は禁止。	規制廃止

なお、相互銀行、信用金庫、信用組合相互間の合併は、現行は法人組織の相違から不可能とされているが、答申では「異種金融機関相互間の合併、転換を可能ならしめるよう法律上その道を開いておく必要がある」と指摘している。